公印管理規程

（趣　旨）
第１条　この規程は、公益社法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という。）の公印管理について、必要な事項を定めるものとする。

（公印の種類）
第２条　公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 実印
(2) 会長印
(3) 協会印

（公印の名称、寸法、管理者）
第３条　公印の名称、形状寸法および管理者は、別表のとおりとする。

（管　理）
第４条　管理者は、公印の管理に万全を期さなければならない。
２　公印は、常に施錠できる堅固な箱に収め、一定の場所において管理しなければならない。
３　公印は、事務局長の承認を受けた場合のほか、管理する場所以外に持ち出してはならない。

（公印の調整、改刻および手続き）
第５条　第３条に規定する公印を調整、もしくは改刻し、または廃止しようとするときは、事前に、理事会の承認を得なければならない。
２　事務局長は、その管理する公印について、紛失または破損等が生じたときは、直ちに、会長に届け出なければならない。

（公印の使用）
第６条　公印は、法人の文書以外に使用してはならない。
２　公印を使用する役員または職員は、公印使用簿に公印を押印すべき文書の概要、発信先及び文書番号を事前に記入しなければならない。
３　公印は、文書の真実性を明確に表現するものであるから、その取扱は慎重にしなければならない。

附　　則
１　この規程は、令和５年８月２４日に制定し、同日から施行する。

別　表

公益社団法人日本パワーリフティング協会公印の名称、形状寸法および管理者

公印の名称	形状、寸法、印影	管理者
実　印	形状　真円 →横←(18㎜) ↓ 縦　印影非公開 ↑ (18㎜)	事務局長
会長印	形状　真円 →横←(18㎜) ↓ 縦　印影非公開 ↑ (18㎜)	事務局長
協会印	形状　正方形 →横←(21㎜) ↓ 縦　印影非公開 ↑ (21㎜)	事務局長

（注）形状寸法の欄については、印影を表示すること。